

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標1)

目標1 消費者被害の救済・未然防止の強化

・県及び市町村の消費生活相談体制を強化するとともに、消費生活相談員の資質向上を図る。
 ・潜在的な消費者被害を発見し、相談窓口へ誘導するなどの積極的な対策に取り組む。
 ・不当な取引行為や不適正な広告表示などを繰り返す悪質事業者に対しては、迅速な指導や厳正な処分、また、近隣県と連携した取組などの対策を講じ、被害の防止に努める

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
① 県の消費生活相談体制の強化	(1)消費生活相談員の増員	県民生活課	月額(週4日勤務)相談員数 26名	月額相談員数 6名増員(総数 26名体制)	現行体制(月額相談員数 26名)を維持する	現行体制を維持する。
	(2)消費生活相談員への研修の実施	県民生活課	・相談員全員に国民生活センター専門研修を受講させる ・アドバイザー等についてもより高度な研修を受講させる	(中央プラザ11名) 国民生活センター派遣研修 27名 経済産業省派遣研修 1名 (その他プラザ26名) 国民生活センター派遣研修 43名 その他の派遣研修 11名	・相談員に国民生活センター専門研修を受講させる ・アドバイザー等についてもより高度な研修を受講させる ・県及び関係団体主催研修を受講させる	(中央プラザ11名) 国民生活センター派遣研修 25名 経済産業省派遣研修 1名 (その他プラザ26名) 国民生活センター派遣研修 36名 その他の派遣研修 6名
	(3)多重債務相談員等への研修の実施	県民生活課	・新任者研修 1回(毎年度) ・スキルアップ研修 1回(毎年度)	○ 第1回多重債務相談研修会(新任者研修) テーマ「多重債務問題の理解と解決のために～行政職員の役割を考える～」 5/17 県相談員等 15名・市町村相談員等 45名 5/18 県相談員等 16名・市町村相談員等 36名 ○ 第2回多重債務相談研修会(スキルアップ研修) テーマ「多重債務相談にかかる困難事例と対処方法」 9/7 県相談員等 7名・市町村相談員等 40名 9/8 県相談員等 16名・市町村相談員等 41名		①第1回多重債務相談研修会(新任者研修) テーマ「多重債務問題の理解と解決のために～行政職員の役割を考える～」 5月16日、17日 出席者 多重債務相談員 ②第2回多重債務相談研修会(スキルアップ研修) テーマ 未定 9月上旬 出席者 多重債務相談員
	(4)消費生活相談アドバイザーの配置	県民生活課	消費生活相談アドバイザー増員数 5名	消費生活相談アドバイザー H22年度 2名増員、H23年度 4名増員 計6名増員 (アドバイザー数 平成21年度 3名 → 平成23年度 9名)	現行体制(消費生活相談アドバイザー9名)を維持するとともに、機会を捉えて、市町村に対してアドバイザーの活用を働きかける	現行体制を維持する。
	(5)県民生活プラザにおける相談環境等の整備	県民生活課	相談環境等の整備 全ての県民生活プラザ(8か所)	各プラザの状況に応じ相談用机や椅子、相談者のプライバシーを考慮したパーテーションの設置など、相談環境等の整備を行った。		各プラザの状況に応じ、参考図書やパーテーション等を購入し、相談環境の整備を行う。
	(6)商品テスト機能の強化	県民生活課	商品テスト実施率 100%(毎年度)	商品テスト実施件数 39件(テスト希望者に対し100%実施)		引き続き、テスト希望案件について100%対応できるよう努める。
② 市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援	(1)市町村における消費生活相談窓口開設・拡充の促進	県民生活課	消費生活相談窓口開設市町村数 全市町村	窓口が未開設の1町に対して、再度訪問するなどし、相談窓口を開設できるように働きかけた結果、平成24年5月に全市町村(54市町村)で窓口が開設された。	市町村の相談体制の充実・強化を継続して働きかける	地域の実情に応じた相談体制の充実・強化を働きかける。 (週4日以上)の相談窓口の開設又は周辺市町村との共同運営等)
	(2)消費生活相談アドバイザーによるサポート	県民生活課	消費生活相談アドバイザー増員数 5名	消費生活相談アドバイザー H22年度 2名増員、H23年度 4名増員 計6名増員 (アドバイザー数 平成21年度 3名 → 平成23年度 9名)	現行体制(消費生活相談アドバイザー9名)を維持するとともに、機会を捉えて、市町村に対してアドバイザーの活用を働きかける	現行体制を維持するとともに、機会を捉えて、市町村に対しアドバイザーの活用を働きかける。
	(3)消費生活相談員候補者の養成	県民生活課	相談員候補者養成数 60名(新規)	7/8 養成講座開講 受講生19名(予定:20名)、座学研修開始 10/11 実地研修開始 10/26 講座修了式 養成数19名 消費生活専門相談員の資格認定試験において、15名の合格者を輩出した。(合格率78.9% 全国平均25.4%) (平成22、23年度あわせて57名を養成、合格者は31名となった。)		

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標1)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
②市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援	(4)「愛知県市町村消費生活情報掲示板」の活用	県民生活課	ユーザー登録市町村数 全市町村	ユーザー登録市町村数52市町村(未登録2市町村)		引き続き全市町村が登録されるよう、消費者行政連絡協議会において呼びかけを行うなど、機会を捉えて未登録市町村への働きかけを行う。
	(5)市町村における多重債務相談窓口の開設・拡充の促進	県民生活課	多重債務相談窓口開設市町村数 全市町村	窓口開設 53市町村(未開設 1町) 平成24年5月に全市町村で開設予定となった。	市町村の相談体制の充実・強化を継続して働きかける	地域の実情に応じた相談体制の充実・強化を働きかける。 (相談開設窓口日数の増加等)
	(6)多重債務者無料巡回相談の実施	県民生活課	無料巡回相談実施数 ・窓口開設済み市町村 5市町村(毎年度) ・窓口未設置市町村 2町(毎年度)	○窓口開設済み市町村 ① 実施市町村 日進市 実施日 平成24年1月31日 午後1時30分～午後4時 平成24年2月24日 午前9時30分～正午 実施場所 日進市役所 ② 実施市町村 稲沢市 実施日 平成24年3月2日 午後1時～午後3時 実施場所 稲沢市役所 ○窓口未設置市町村 実績なし	無料巡回相談実施数 5市町村(毎年度)	市町村に対して各種会議等において積極的に働きかけ、施策目標を達成できるようにする。
	(7)市町村の多重債務相談員等への研修の実施	県民生活課	・新任者研修 1回(毎年度) ・スキルアップ研修 1回(毎年度)	○第1回多重債務相談研修会(新任者研修) テーマ「多重債務問題の理解と解決のために～行政職員の役割を考える～」 5/17 県相談員等 15名・市町村相談員等 45名 5/18 県相談員等 16名・市町村相談員等 36名 ○第2回多重債務相談研修会(スキルアップ研修) テーマ「多重債務相談にかかる困難事例と対処方法」 9/7 県相談員等 7名・市町村相談員等 40名 9/8 県相談員等 16名・市町村相談員等 41名		①第1回多重債務相談研修会(新任者研修) テーマ「多重債務問題の理解と解決のために～行政職員の役割を考える～」 5月16日、17日 出席者 多重債務相談員 ②第2回多重債務相談研修会(スキルアップ研修) テーマ 未定 9月上旬 出席者 多重債務相談員
③被害防止のための関係機関との連携	(1)消費生活相談サポーターの養成	県民生活課	消費生活相談サポーター養成数 600名	11/10 サポーター養成講座募集開始・記者発表 2/1以降 講座実施 名古屋(4回 2/1,2/2,2/3,2/4) 岡崎(2回 2/9,2/10) 豊橋(2回 2/16,2/17) 上記の県内3地区で計8回実施し、272名のサポーターを養成した。 (平成21年度から23年度までに合計819名を養成した。)	消費生活相談サポーターの活動を支援するため、WEBサイト及びメールを活用し、情報提供を継続的に実施する	サポーター養成は平成23年度をもって終了。 平成24年度はサポーター支援事業として啓発資材(小冊子)及びリーフレット(見守り情報)の配付並びに活動状況調査を実施する。
	(2)内閣府が認定した適格消費者団体への情報提供	県民生活課	適格消費者団体への情報提供 随時	平成22年4月に認可を受けたあいち消費者被害防止ネットワーク(ACネット)への情報提供を実施 2件 ①平成23年4月26日提供依頼、同5月10日情報提供 ②平成24年1月18日提供依頼、同1月24日情報提供		適格消費者団体から情報提供の依頼があった場合、迅速かつ適切な対応を行う。
	(3)多重債務問題に関する講師派遣	県民生活課	講師派遣回数 10回	講師派遣回数 6回 ①蟹江町 平成23年7月15日 派遣講師 司法書士 ②東海市 平成23年9月6日 派遣講師 司法書士 ③西尾市 平成23年11月8日 派遣講師 弁護士 ④岩倉市 平成23年12月2日 派遣講師 司法書士 ⑤豊橋市 平成24年1月18日 派遣講師 弁護士 ⑥小牧市 平成24年2月6日 派遣講師 弁護士		各市町村に講師派遣事業の実施を働きかけ、施策目標(講師派遣回数10回)を達成できるようにする。

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標1)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
④被害の防止に向けた事業者指導等	(1)不当な取引行為に係る事業者指導基準の策定	県民生活課	「事業者指導基準(仮称)」の策定 平成24年度実施	呼出指導の精査、実態との乖離の把握を進めた上で、現行の「呼出事業者に対する指導等に関する要領」を一部改正することで、目標の達成を図った。(平成24年2月1日施行)。		消費者被害の拡大を防止するため、要領に基づき事業者指導を実施していく。
	(2)条例に基づく事業者名等の公表	県民生活課	公表基準の策定(毎年度)	公表基準に該当する事業者がなく、公表はしていない。基準の見直しについては、不当請求に係る相談件数が激減していることから、慎重に検討している。		公表基準の見直しについて慎重に検討するとともに、公表基準に該当する業者を公表する。
	(3)広告表示に係る関係機関との協力体制の推進	県民生活課	共通案件について、表示関係法規を所管する関係機関と連携し、合同で調査を実施	平成23年度中、JAS法と景品表示法の合同調査1回実施した。 表示関係法規を所管する関係機関との情報回付状況(23年度中) 農林水産省東海農政局表示・規格課 情報回付受付6件 愛知県農林水産部食育推進課 情報回付受付5件 東海農政局への情報回付 1件 愛知県農林水産部食育推進課への情報回付 1件 名古屋市健康福祉局健康部食品衛生課への情報回付 1件		JAS及び法及び食品衛生法、家庭用品品質表示法など、他の表示関係法所管機関と連携を図り、消費者被害の予防、拡大防止に努める。
⑤悪質事業者に対する厳正な処分	(1)消費者が安心して情報提供できる仕組みづくり	県民生活課	「消費者聴取実施要領(仮称)」の策定 平成24年度実施	特定商取引に関する法律と県民の消費生活の安定及び向上に関する条例の適正な執行を図るため、「消費者聴取実施要領」を策定した(平成24年4月1日施行)。		事業者の処分にあたっては、要領に基づき消費者聴取を進め、証言や物証を入手して、違法な事実関係を明らかにしていく。
	(2)綿密な調査と厳正な処分	県民生活課	詳細な情報の把握と厳正な処分を継続して実施	新規担当職員について、9月に実施された特定商取引法執行担当者研修(5日間)に参加させ、厳正な処分に努めた。 平成23年10月及び平成24年2月に計2事業者に対する業務停止命令処分を実施した。		平成24年度においても、新規担当職員を特定商取引法執行担当者研修に参加させ、事業者の処分にあたっては、消費生活相談の内容を詳細に把握し、厳正な対応に努める。
	(3)関係機関との連携	県民生活課	・特定商取引法執行関係機関情報交換会議 2回参加(毎年度) ・愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議 3回開催(毎年度)	特定商取引法執行関係機関情報交換会議2回参加(8月・3月) 愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議3回開催(6月・10月・3月)		特定商取引法執行関係機関情報交換会議 2回参加 愛知県消費者被害未然防止対策連絡会議 3回開催
⑥よ近隣悪質と事業者の広域連携に	(1)悪質事業者対策のための近隣県等との連携体制の強化	県民生活課	合同処分又は合同指導件数 5件(毎年度)	合同指導 3件 (岐阜県) 1件(8月) (岐阜県・三重県) 2件(3月)		近隣県と連携して、必要な合同処分・指導を実施する。
	(2)広告表示適正化のための近隣県等との連携体制の構築	県民生活課	「東海4県広告表示等適正化推進協議会(仮称)」の設置 平成24年度	平成24年3月に設立準備会を開催した。 正式名称を「東海4県広告表示等適正化推進会議」とすることとし、設置運営要領の素案を作成した。		平成24年度上半期に第1回会議を開催する。

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標2)

目標2 主体性のある消費者の育成

- ・主体性のある消費者を育成するため、消費者教育の充実を図るとともに、多様な情報提供や消費者被害未然防止のための啓発を行っていく。
- ・消費生活と密接な関係にある環境問題については、温室効果ガス排出量削減やごみ減量化への対策、環境学習の推進等に取り組み、持続可能な社会の構築を目指す。

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
① 消費者教育の推進	(1) 消費者教育モデル校の選定	県民生活課	モデル校(高校)の選定数 5校(新規)	愛知県教育委員会の推薦を経て3校選定した。 (津島東高等学校、東海南高等学校、蒲郡高等学校) (平成22、23年度あわせて計5校選定)	研究校として2校を選定する (平成25年度から)	24年度 モデル校 3校選定 (三谷水産高等学校、東海商業高等学校、西春高等学校)
	(2) 中学生・高校生向け消費者教育資料及び指導書の作成	県民生活課	・「あいち暮らしっく」1月号 作成部数 150,000部(毎年度) ・「あいち消費者教育レポート」 作成部数 4,000部(毎年度)	○「あいち暮らしっく」94号において、若者特集として記事掲載。 1月発行 発行部数 78,000部 ○「あいち消費者教育レポート」 若年消費者教育研究会(7/30)及び教員情報提供紙ワーキンググループ(8/26、10/19)を開催し、本県の消費者教育及び消費者教育レポートについて検討した。 12月発行 発行部数 4,000部	・「あいち暮らしっく」通常号において、若者特集を年1回発行する ・教員情報紙「あいち消費者教育レポート」を年1回発行する	○「あいち暮らしっく」若者特集号の発行 7月発行予定(発行部数 150,000部) ○「あいち消費者教育レポート」の発行 若年消費者教育研究会及び教員情報提供紙ワーキンググループを開催し、本県の消費者教育及び消費者教育レポートについて検討する。 12月発行予定(発行部数 4,000部)
	(3) 小学生向け消費者教育資料の提供等	県民生活課	小学生向けのWEBページの作成 平成24年度稼働(新規)	「消費者教育の課題調査及び教材研究」業務を委託し、小学生向けWEBページの内容を企画・検討した。	稼働後の利用状況を毎月把握する	小学生向けWEBサイトを制作し、平成25年2月に稼働させる。
	(4) 体験型消費者教育教材の提供	県民生活課	「消費生活情報サイト(仮称)」の新設 平成24年度稼働(新規)	課内で検討チームを立ち上げ、「消費生活情報サイト(仮称)」の内容を検討した。	サイトの適正運用を図るため、検討チーム会議を、年3回開催する	「消費生活情報サイト(仮称)」を制作し、平成25年2月に稼働させる。
	(5) 消費者教育DVD・パネルの貸出し	県民生活課	消費者教育用ビデオ及びDVD 貸出し数 200本	貸し出し実績(4~3月) 115本		消費者教育用ビデオ及びDVD貸出し
	(6) 高齢者等への講座の実施	県民生活課	講座の回数 年16回(新規)	高齢者向け悪質商法被害未然防止出前講座を委託し、12回開催。 この他に消費生活講座(派遣講座)を25回実施した。		消費生活講座(派遣講座)の実施 <高齢者向け> 16回
	(7) 若者への講座の実施	県民生活課	講座の回数 年48回	若者向け悪質商法被害未然防止出前講座を委託し、12回開催。 この他に消費生活講座(派遣講座)を39回実施した。		消費生活講座(派遣講座)の実施 <若者向け> 48回
② 多様な生活情報に発信する	(1) 新しい手段による消費生活情報の提供	県民生活課	消費生活モニターアンケートによる消費者啓発事業の認識率 83.0%	・県広報広聴課のテレビ番組や県Webページで消費生活情報の提供を行った。 ・県Webトップページにバナーを掲出し、露出を増やした。 ・消費者行政活性化基金を活用して、高齢者向けの消費者問題啓発広告を平成23年9月に、若者向けの消費者問題啓発広告を平成24年1月に集中的に実施。 ・モニター認識率 80.1%		・県広報広聴課のテレビ番組や県Webページで消費生活情報の提供を行う。 ・消費者行政活性化基金を活用して、消費者問題啓発広告を平成24年9月に集中的に実施する。
	(2) WEBページによる消費生活情報の提供	県民生活課	「消費生活情報サイト(仮称)」の企画・制作(新規)	課内で検討チームを立ち上げ、「消費生活情報サイト(仮称)」の内容を検討した。	サイトの適正運用を図るため、検討チーム会議を、3回開催する	「消費生活情報サイト(仮称)」を制作し、平成25年2月に稼働させる。

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標2)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
② 多様な生活情報に発信する	(3)消費生活情報紙等の作成、配布	県民生活課	「あいち暮らしっく」(通常号)発行回数 年4回(毎年度)	「あいち暮らしっく」(通常号)を3回発行した。 91号 23年 5月 66,000部 93号 10月 66,000部 94号 24年 1月 78,000部	「あいち暮らしっく」(通常号)発行回数 年3回	「あいち暮らしっく」(通常号)発行回数 年3回予定 95号 24年 5月 66,000部 97号 10月 66,000部 98号 25年 1月 66,000部
	(4)介護サービス情報の提供	高齢福祉課	愛知県介護サービス情報公表システムのアクセス 年間10万件	平成22年度のアクセス件数 96,041件 平成23年度のアクセス件数 不明 (厚生労働省が設置するサーバーに移行したため)		・介護サービス情報公表の実施 ・事業者講習会での周知 ・リーフレットの作成・配付
	(5)宅地・建物の取引に関する知識の啓発	建設業 不動産課	冊子配布部数 5,500部(毎年度)	配布部数 4,900部		①5月～冊子発注 ②6月～配付開始
③ 大防止のための啓発	(1)消費者被害未然防止啓発紙等の作成、配布	県民生活課	・「あいち暮らしっく」作成部数(1・9月特集号) 各150,000部(毎年度) ・「あいちクリオ通信」作成部数 360部(毎月)(毎年度)	○あいち暮らしっく(9月特集号)を150,000部発行した。 ○あいちクリオ通信を4月から3月にかけて毎月360部発行した。	・あいち暮らしっく(特集号)を年1回発行する ・あいちクリオ通信を4月から3月にかけて毎月360部発行する	○あいち暮らしっく(特集号)7月 150,000部発行予定 ○あいちクリオ通信を4月から3月にかけて毎月360部発行する。
③ 消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発	(2)テレビ・ラジオ番組を活用した啓発の実施	県民生活課	・広報テレビ番組4回(毎年度) ・ラジオ番組 12回(毎年度)	○広報テレビ番組 東海テレビ「SKE48のあいちテル」において4回放送した。 第1回 9月17日(土) 平均視聴率 4.1% 第2回 9月18日(日) 平均視聴率 1.7% 第3回 1月7日(土) 平均視聴率 8.6% 第4回 1月8日(日) 平均視聴率 1.8% ○ラジオ番組 (株)尾張東部放送(瀬戸市・尾張旭市・長久手町を放送エリアとする コミュニティFM)のFMラジオ放送「RADIO SANQ」にて11回放送した。 4月26日、5月24日、6月28日、8月23日、9月27日、10月25日、11月22日、12月27日、1月24日、2月28日、3月27日		○広報テレビ番組 広報広聴課のテレビ番組を活用して4回放送予定 ○ラジオ番組 (株)尾張東部放送のFMラジオ放送「RADIO SANQ」にて12回放送予定。
	(3)多重債務相談窓口等の啓発	県民生活課	・ポスター作成部数 3,000部(平成22、23年度実施) ・リーフレット作成部数 150,000部(平成22、23年度実施)	ポスター作成部数 1,400部(無料相談会分を含む。) リーフレット作成部数106,000部(無料相談会分を含む。)	多重債務相談に関するWebサイトによる情報発信	ポスター作成部数 2,000部 リーフレット作成部数 127,000部 多重債務相談に関するWebサイトの充実
④ 消費者団体等の活動促進	(1)消費者団体の活動・交流の促進	県民生活課	消費者啓発イベント回数 1回(毎年度)	「第34回これからの暮らしを考えるみんなの集い」を開催した。 開催日時 平成23年10月13日(木)午後1時～3時 開催場所 蒲郡市民会館 主催 愛知県 協力 愛知県共同購入協会 後援 蒲郡市 参加人数 490人 事業内容 ・講演 「科学の心で賢い消費者に！ ～食の安全安心を科学的に考える～」 豊橋技術科学大学先端農業・バイオリサーチセンター特任教授 三枝正彦氏 ・消費者啓発コーナー(パネル展示) 東三河地区のうち3団体		「第35回これからの暮らしを考えるみんなの集い」を開催する。 開催日時 平成24年10月13日(木) 午後1時～3時 開催場所 江南市民文化会館 主催 愛知県 協力 愛知県共同購入協会 後援 江南市 参加人数 約400人 事業内容 未定

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標2)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
④ 消費者団体等の活動促進	(2)消費者団体と連携した啓発活動	県民生活課	街頭キャンペーンの実施回数 2回(毎年度)	悪質商法未然防止のちらし配布 第1回 ・平成23年9月12日(月)午前11時30分～(1時間程度) ・地下鉄伏見駅付近 ・県職員1名、消費者団体10名 第2回 ・平成23年11月24日(木)午前10時～(1時間程度) ・一宮総合駅 ・県職員1名、消費者団体15名		悪質商法未然防止のちらし配布 ・2回 ・1時間程度 ・金山総合駅前等 ・県職員1名、消費者団体20名
	(3)消費者問題に取り組む女性団体への活動促進事業	生涯学習課	活動事例発表大会回数 1回(毎年度)	平成24年1月18日(水) 愛知県地域婦人団体活動事例発表大会 開催 (実施結果概要) ・各地区の地域婦人会の1年間の活動が発表された。食の安心安全、地産地消などのテーマに取り組んだ事例があった。		平成25年1月に、活動事例発表大会を開催予定。
⑤ 環境問題への対応	(1)「エコモビリティライフ」の推進	交通対策課	「あいちエコモビリティライフ推進協議会」の構成団体数 170団体 (平成27年度まで)	「あいちエコモビリティライフ推進協議会」の構成団体数 169団体 (平成24年3月31日現在) ※平成23年4月1日現在の構成団体数:159団体 ・「エコモビ絵日記・フォトエッセイコンテスト」の実施 (絵日記581件、フォトエッセイ58件の応募) ・「エコモビPRキャンペーン」の実施 (7月16日(土)から24年2月12日(日)まで県内91か所で108日間実施) ・「エコモビリティライフ実践促進モデル事業」の実施 (コミュニティバスの利用促進などに取り組む4つの地域団体を支援) ※ 3月15日(木)に成果報告会を開催(約100名参加) ・「エコモビリティライフ 県民の集い」の開催 11月6日(日)に愛知芸術文化センターで実施 (約230名参加)	「あいちエコモビリティライフ推進協議会」の構成団体数を180団体 (平成27年度まで)	・県民の参加を募る「県民の集い(仮称)」を開催 ・「エコモビリティライフ」の推進に関する表彰制度の実施 ・市町村等と連携した実践促進事業の実施 ・「エコモビ」実践出前事業の開催
	(2)東海三県一市グリーン購入キャンペーンの実施	環境活動推進課	啓発キャンペーン回数 1回(毎年度)	○日程 平成24年1月15日(日)から2月14日(火)まで ○参加店舗数 約4,300(愛知県内:約2,900) ○実施内容 ・参加店舗内における詰替商品等のコーナーの設置、ポスター等啓発物品の掲示 ・指定の環境ラベルがついた商品又は詰替商品を購入し、アンケートに回答した方を対象とした懸賞応募 ・参加店舗によるオリジナル企画		1月中旬～2月中旬 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施
	(3)体験型環境学習事業の実施	環境活動推進課	環境学習講座開催回数 50回(毎年度)	実施回数 43回 環境講座の主な内容 ・地球温暖化について ・水のよごれについて ・ごみについて	環境学習講座後のアンケートで「わかりやすかった」との回答 80%	実施予定回数 40回 環境講座の主な内容 ・地球温暖化について ・水のよごれについて ・ごみについて ・酸性雨について

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標2)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
⑤ 環境問題への対応	(4)地球温暖化防止活動の推進	大気環境課 地球温暖化対策室	温室効果ガス排出量を基準年度比6%削減 平成22年度まで 「あいち地球温暖化防止戦略」	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化教室 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年(5,6年生)向け 実施校72小学校 参加者数:5,361名 ・小学校中学年(3,4年生)向け 実施校:65小学校 参加者数:5,046名 ○エコドライブ講習会 開催:5回 受講者:52名 ○グリーン電力証書制度の活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・あいちカーボンオフセット推進協議会へのグリーン電力証書の購入申込み 平成23年度実績 電力量14,400kWh(件数6件) ○住宅用太陽光発電施設導入促進費補助金 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの申請状況 48市町村6,426件(受付件数) ○「あいち地球温暖化防止戦略2020」の策定 	ストップ温暖化教室の受講者数 毎年1万人程度 (2020年までに延べ10万人)	<ul style="list-style-type: none"> ○ストップ温暖化教室 <ul style="list-style-type: none"> ・「あいちエコチャレンジ21」県民運動の推進 ・ストップ温暖化教室等の学習機会の提供
	(5)生活排水対策の推進	水地盤環境課	水質パトロール事業参加者数 3,000名(平成22年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内各地の小中学生を対象に、水質パトロール隊の参加者を募集。 ・県から配布する調査マニュアルと水質簡易測定試薬を使って、身近な水辺のよごれ具合や生き物の調査を実施し、その結果をレポートにまとめる。 ・送付されたレポートを県で審査し、優秀な活動を行ったグループを表彰する。 <p style="text-align: center;">平成23年度参加者数 42グループ 1,345名</p>	40団体1,500名以上	引き続き、水質パトロール隊事業を実施する。
	(6)ごみ減量化対策の推進	資源循環推進課	一人一日あたりに排出されるごみの量 (資源回収されるものを除く) 720グラム	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ散乱防止キャンペーンの実施 「空き缶ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」(5月30日から6月5日まで)において街頭キャンペーン等の広報活動や清掃活動を実施した。 ○ごみゼロ社会推進あいち県民会議への負担金支出 レジ袋削減取組店の登録及びレジ袋削減優良店の表彰 県民大会の開催及び研修会・課題別部会の開催 ○中部圏ごみゼロ社会実現推進会議への参加 中部圏9県1市の地域において、ごみゼロ社会の実現に向けた広域的な取組を推進した。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ散乱防止キャンペーンの実施 「空き缶ごみの散乱の防止に関する条例」に定められている「ごみ散乱防止強調週間」(5月30日から6月5日まで)において街頭キャンペーン等の広報活動や清掃活動を実施する。 ○ごみゼロ社会推進あいち県民会議への負担金支出 レジ袋削減取組店の登録及びレジ袋削減優良店の表彰 県民大会の開催及び研修会・課題別部会の開催 ○中部圏ごみゼロ社会実現推進会議への参加 中部圏9県1市の地域において、ごみゼロ社会の実現に向けた広域的な取組を推進する。

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

目標3 消費生活の安全・安心の確保者の育成

・商品・サービスによる危害を防止するとともに、規格・表示等の適正化を図って、消費者の安全確保と適正な選択が可能な基盤の整備を図る。
 ・特に、消費者の関心が高い食の安全・安心の確保については、生産、加工、流通・販売段階における安全管理体制を総合的に推進する。
 ・商品・サービスに関して消費者の意見・要望を把握するとともに、その意見・要望等を事業者団体や行政機関に提供し、事業活動や施策へ反映されるよう努める。

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業	
① 食の安全・安心の確保	食に関する総合的な安全対策の推進	生活衛生課	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成	「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成に向けてアクションを推進した。		「あいち食の安全・安心推進アクションプラン」に基づく各アクションの目標達成に向けてアクションを推進する。	
		生活衛生課	食品製造施設、大量調理施設へのHACCP導入を継続して推進	食品製造施設、大量調理施設へのHACCP導入 6施設 HACCP導入研修 23施設 HACCP実地指導 7施設×3回		引き続き、食品製造施設、大量調理施設へのHACCP導入を推進する。	
		農業経営課	GAP手法の導入産地数 約100産地(平成23年度まで「愛知県環境と安全に配慮した農業推進計画」)	平成23年12月末現在 GAP手法の導入組織・法人等数 108	GAP手法の導入産地等数 120産地等(平成27年度目標)	①4月～3月 農業者組織、法人等へのGAP手法導入推進 ②時期未定 産地・流通・消費者交流推進	
	監視・指導、検査体制の充実	生活衛生課	生活衛生課	監視指導計画を定め、継続して実施	監視指導実績 93,524件／監視指導計画 91,565件		監視指導計画を継続して実施する。
		生活衛生課	生活衛生課	整備する機関 衛生研究所始め4か所	衛生研究所等に、ゲルマニウム半導体検出器及び、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを整備し、食品中の放射性物質に関する検査体制を強化した。	整備する機関 衛生研究所、食品監視・検査センター	導入した機器を用いて、食品中の放射性物質の検査を実施する。
		生活衛生課	生活衛生課	検査率 100%(毎年度)	○と畜検査頭数 牛 2,345頭、馬 14頭、豚 33,201頭【検査率100%】 ○牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査頭数 2,345頭【検査率100%】		引き続き、と畜検査(牛海綿状脳症(BSE)スクリーニング検査を含む)を実施する。
		畜産課	畜産課	鳥インフルエンザの監視検査率 50%以上を維持(毎年度)	○定点モニタリング検査 毎月県内9戸の鶏飼養農場で定点監視を実施した ○強化モニタリング検査 鶏飼養農場検査:251戸(全体260戸) うずら飼養農場検査:27戸(全体27戸) ※進捗率=(9+251+27)÷((260+27)×50%)×100=200%	県内家きん飼養農家全戸について立入検査を実施	○定点モニタリング検査 毎月県内9戸の鶏飼養農場で定点監視を実施 ○家きん飼養農家立入検査 県内家きん飼養農家全戸について立入検査を実施
		畜産課	畜産課	配合飼料承認工場への立入検査率 80%以上を維持(毎年度)	平成23年7月、11月、12月 ・愛知県内の配合飼料承認工場、9か所全てに立入検査を実施 ・栄養性検査、表示検査等を9工場、20件実施 検査実施率:100%		平成24年度 ・愛知県内の配合飼料承認工場、9か所全てに立入検査を実施 ・栄養性検査、表示検査を18件実施予定
		水産課	水産課	管理指導の実施経営体数 養殖等経営体総数の80%の経営体(毎年度)	173経営体のうち173経営体(100%)を実施 ・疾病発生監視、発生時対策 ・医薬品残留検査 ・医薬品適正使用指導 ・養殖衛生管理技術指導 うなぎ 143、ます類 14、あゆ 16		平成23年度と同様、安全な養殖魚を生産するために以下の取り組みを実施予定。 ・疾病発生監視、発生時対策 ・医薬品残留検査 ・医薬品適正使用指導 ・養殖衛生管理技術指導

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業	
①食の安全・安心の確保	監視・指導・検査体制の充実	水産課	貝毒検査実施回数 7回(毎年度)	7回検査を実施 検査日:4月5日(麻痺性)、4月5~8日(下痢性)、4月21日(麻痺性)、5月17日(麻痺性)、5月17~20日(下痢性)、3月13日(麻痺性)、3月27日(麻痺性)		貝毒検査実施回数 7回 24年4月 麻痺性貝毒 2回、下痢性貝毒 1回 5月 麻痺性貝毒 1回、下痢性貝毒 1回 25年3月 麻痺性貝毒 2回	
	食品表示の適正化	(1)消費生活モニターによる情報収集	県民生活課	消費生活モニター数 400名(毎年度)	23年度 モニター委嘱 375名 消費生活モニターから不適切な食品表示などに関する情報を136件収集		24年度 モニター委嘱 400名
		(2)食品衛生法による食品表示の監視	生活衛生課	監視指導計画を定め、継続して実施	監視指導計画を定め、食品関係施設の監視に併せて食品表示の監視指導を実施した。		監視指導計画を定め、食品関係施設の監視に併せて食品表示の監視指導を継続的に実施する。
		(3)JAS法による食品表示の調査・監視	食育推進課	食品表示遵守状況調査数 800か所(毎年度)	○小売業者 7/22 第1回調査報告 247店舗 9/22 第2回調査報告 210店舗 11/25 第3回調査報告 165店舗 1/27 第4回調査報告 188店舗 年間集計 810店舗 ○食品製造事業者 年間集計 32店舗		食品表示遵守状況調査数 800店舗 ・小売業者 ① 7月下旬 第1回調査報告 ② 9月下旬 第2回調査報告 ③ 11月下旬 第3回調査報告 ④ 1月下旬 第4回調査報告 ・食品製造事業者 随時報告
		(4)表示制度の啓発・普及	食育推進課	消費者及び事業者に対する啓発・普及を継続して実施	○消費者に対する啓発・普及 JAS法に基づく食品表示制度について説明会等を実施(14回) ○事業者を対象とした啓発・普及 食品の適正表示推進者講習会を開催(5回) 事業者に対する研修会の開催(19回)		○消費者に対する啓発・普及 JAS法に基づく食品表示制度について説明会等を実施(10回予定) ○事業者を対象とした啓発・普及 食品の適正表示推進者講習会を開催(5回予定) 事業者に対する研修会の開催(10回予定)
		(5)食品表示ウォッチャーによる情報収集	食育推進課	食品表示ウォッチャー数 200名(毎年度)	○食品表示ウォッチャーを200名設置した。 ○第1回定例報告(6月) 272店舗(延べ332店舗)について報告があった。 ○第2回定例報告(10月) 310店舗(延べ373店舗)について報告があった。 ○第3回定例報告(2月) 309店舗(延391店舗)について報告があった。	食品表示ウォッチャー数 140名	○食品表示ウォッチャーを140名設置 ○第1回定例報告(6月) ○第2回定例報告(10月) ○第3回定例報告(2月)
	食に関する情報提供	(1)食生活改善推進員指導者の育成	健康対策課	食生活改善推進の指導者研修の実施(毎年度)	研修内容 高血圧予防を目的にした講話において、食品の栄養成分表示の知識を広める。 研修対象者 食生活改善推進員、愛知県保健所栄養担当及び市町村栄養担当 研修実施日 平成23年9月12日(月)、10月17日(月)、10月20日(木)、10月21日(金)、10月31日(月) 研修参加者 167名 (食生活推進員122名、愛知県保健所栄養担当及び市町村栄養担当45名)		市町村単位で活動するボランティア団体である食生活改善推進員に向けて、健康づくり・生活習慣病対策の知識啓発をすることは、地域住民にも広く伝わるものと思われるため、24年度も実施計画中である。 (実施日未定。23年度と同程度の回数実施予定)
		(2)食の安全に関する知識の普及	生活衛生課	講習会等の実施回数 45回(毎年度)	講習会等の実施回数 37回		講習会等の実施回数 45回

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業		
① 食の安全・安心の確保	食に関する情報提供	(3)食育の推進	食育推進ボランティアの登録数 500名 (平成22年度まで「あいち食育いきいきプラン」) (平成23年度以降については、項目も含めて改定予定の計画で目標設定を行う)	○食育推進ボランティアの登録数 614名 ・食育推進ボランティア募集 4月28日から6月10日まで ・食育推進ボランティア研修会 6月29日 出席者174名 ・担い手養成講座 名古屋、豊橋会場 2日 参加者32名 ・食育推進ボランティア事例発表会 2月13日 出席者146名 ○食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 7.24万人	食育推進ボランティアから食育を学んだ人数 22年度:5.7万人/年 → 27年度:10万人/年	・食育推進ボランティア募集 4月20日から6月8日まで ・食育推進ボランティア研修会 6月26日開催予定 ・食育推進ボランティア事例発表会 2月開催予定		
		(4)地産地消の推進	いいともあいちネットワーク 会員数 450会員 農商工連携ビジネスフェア等の開催 1回(毎年度) 学校給食における地元農産物の導入割合 35%	○いいともあいちネットワーク会員数 1001会員(平成24年3月末現在) ○農商工連携ビジネスフェア等の開催 「地産地消推進研修会・交流会」(平成23年8月10日) ・会場:アイリス愛知 参加者数:511名 「農商工連携ビジネスフェア」(平成24年2月16日) ・会場:アイリス愛知 参加者数:687名 ○愛知のふるさと食品コンテストの開催 出品食品数:64品(うち平成23年度開発食品:27品) ○学校給食における県産農産物の使用状況 39.2%(23年度) ※県教育委員会調べ ・地元農産物学校給食導入促進会議の開催 ・県産農産物学校給食	農商工連携等、多様な取組による県産農林水産物を使った新商品開発数 5年間で50品目 学校給食における地元農産物の導入割合 45%	○農商工連携ビジネスフェア等の開催(2回予定) ○愛知のふるさと食品コンテストの開催 ○地元農産物学校給食導入促進会議の開催 ○県産農産物学校給食導入促進プロジェクトチームによる導入促進活動と広域供給体制の検討		
		(5)ふるさと農林水産フェアの開催	食育推進課	「ふるさと農林水産フェア」の開催	○あいちのふるさと農林水産フェア開催結果 開催日時:平成23年11月10日(木)から15日(火)6日間 午前10時から午後7時まで 会場:丸栄 8階 大催事場 主な内容:県農林水産物の紹介 県産農林水産物・加工食品の展示・販売 県産農林水産物を活用した各種企画 入場者数:37,172人	「あいちの農林水産フェア」の開催	○あいちの農林水産フェア開催計画 開催日 平成24年11月(予定) 会場 名古屋市内 主な内容:県農林水産物の紹介 県産農林水産物・加工食品の展示・販売 県産農林水産物を活用した各種企画	
		(6)学校における食育の推進	健康学習課	栄養教諭の配置 新たに50名を配置し、合計123名とする	・小中学校に新大卒の栄養教諭を教員採用選考試験により選考し、10名を新たに配置した。 ・学校職員のうち、栄養教諭の教員免許を取得した者を対象に特別選考を実施し、小中学校に19名、特別支援学校に1名新たに配置した。 ・合わせて30名の増で119名から149名(小中学校140名、特別支援学校9名)となった。	栄養教諭の配置 毎年度新たに20名配置する	栄養教諭の配置を段階的に拡大し、小中学校については中学校区(小学校3校、中学校1校程度)に1名を、特別支援学校には1校1名を配置し、県内全域で食育を推進するため、栄養教諭を新たに20名配置する。	
		② 商品・サービスの安全確保	監視・指導、検査体制の充実	消防保安課 産業保安室	立入検査実施回数 各販売店等に対し、3~4年に1回実施	740販売所中268販売所(約36.2%)、757保安機関事業所中267事業所(約35.2%)に対して立入検査を実施		23年度と同様に全販売所等の3割程度に対して立入検査を実施する。
			(2)電気用品販売店に対する指導	消防保安課 産業保安室	立入検査件数 100件以上(毎年度)	電気用品販売店を対象とした立入検査実績:113件	立入検査件数 県15件以上(県・市合計100件以上)	①6月中旬に製品安全四法(電気用品安全法含む)に関する市の担当者を対象とした説明会を開催(国及び県商業流通課と共同開催) ②電気用品販売店を対象とした立入検査(県・市)の実施(通年) ※県は町村内の電気用品販売店の立入検査を実施 ③市の立入検査実施は初年度となるため、県が随時サポートする

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業	
②商品・サービスの安全確保	監視・指導、検査体制の充実	(3)家庭用品に関する衛生監視・指導	生活衛生課	小売店等への立入検査及び試買検査を継続して実施	平成23年度第1回家庭用品試買試験検査を行った。 ・検体数:36検体(2保健所) 平成23年度第2回家庭用品試買試験検査を行った。 ・検体数:54検体(3保健所) 平成23年度第3回家庭用品試買試験検査を行った。 ・検体数:10検体(1保健所)		平成24年度も引き続き家庭用品試買検査を行う。 (100検体)
		(4)環境衛生施設(理容、美容、クリーニング等)に対する監視・指導	生活衛生課	理容所等の監視・指導を継続して実施	平成23年度環境衛生営業監視・指導結果計 5,549件		平成24年度も引き続き環境衛生営業施設の監視・指導を行う。
		(5)医薬品等取扱者に対する監視・指導	医薬安全課	監視指導不適率 8%以下(毎年度)	薬局、医薬品等販売業、医薬品等製造販売業・製造業等に係る施設の監視指導を実施した。 (監視指導不適率については、現在確定前であるが、施策目標の8%を下回る見込み)		○薬局、医薬品等販売業、医薬品製造販売業・製造業等に係る施設の立入検査(随時) ○医薬品等一斉監視指導としての重点実施事項 ・医薬品等の製造販売業者及び製造業者に対する収去及び検査 ・薬局及び医薬品販売業者に対する収去及び検査
		(6)毒物劇物取扱者に対する監視・指導	医薬安全課	監視指導不適率 7.5%以下(毎年度)	毒物劇物営業業者、業務上取扱者等に対する監視・指導を実施した。		○毒物劇物営業業者等の申請に係る立入検査(随時) ○電気めっき事業場及び金属熱処理事業場の監視指導(5月～2月) ○農薬危害防止運動の実施(農林水産部と連携して農薬販売業者等の立入検査)(6月～8月) ○大規模貯蔵設備に対する立入検査(大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急計画の運用状況調査)(通年) ○毒物劇物運搬車両に対する指導取締り(10月～11月) ○毒物劇物業務上取扱者防災対策調査の実施(10月～2月)
		(7)貸金業者への指導	中小企業金融課	立入検査件数 75件(毎年度)	立入検査件数 86件		立入検査実施予定件数 75件
		(8)前払式特定取引業者等への指導	商業流通課	立入検査件数 4件(毎年度)	前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会・友の会)に対して、立入検査を実施。 立入検査数 4件		平成23年度同様に前払式特定取引業者(冠婚葬祭互助会・友の会)に対して、立入検査を実施。
		(9)消費生活用製品の安全確保	商業流通課	立入検査件数 128件(毎年度)	特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引業者に対して、立入検査を実施。 立入検査数 126件	立入検査数 67件	平成23年度同様に特定製品の販売事業者及び特定保守製品取引業者に対して、立入検査を実施。ただし、第2次一括法により、市域の立入検査が県から市に移譲されたため、目標立入検査数は減少する。
		(10)旅行業者等への指導	観光コンベンション課	立入検査件数 20件(毎年度)	7月上旬から2月中旬にかけて10件実施		上半期立入検査 5月中旬から6月下旬にかけて10件実施予定 下半期立入検査 10月中旬から11月下旬にかけて10件実施予定
		(11)宅地建物取引業者に対する指導	建設業不動産課	立入検査件数 150件(毎年度)	立入検査数 178件		①6月～立入検査計画策定 ②7月～立入検査実施

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
② 商品・サービス 安全確保	(12)建築士事務所への立入指導	建築指導課	前年度に業務実績があり、かつ、当該年度に更新登録を行った建築士事務所に対する立入指導率 100%(毎年度)	平成23年度の対象建築士事務所297件に対して、277件の立入指導を実施した(実施率93%)		前年度に業務実績があり、かつ、当該年度に更新登録を行った建築士事務所に対する立入指導率 100%
	(13)建築開発等指導員の協力による違反建築の防止	建築指導課	建築開発等指導員を委嘱し、継続して違反建築の防止に努める	市町村等からの推薦に基づき130名の建築開発等指導員を委嘱し、モニターパトロール及び指導啓発活動を実施した。また、違反建築防止週間では、県、市町村及び建築開発等指導員による公開建築パトロールを実施し、1021件の建築工事現場の点検を行った。		建築開発等指導員設置要綱に基づき、都市計画区域のうち45市町村について、市町村等からの推薦に基づき130名の建築開発等指導員を委嘱し、モニターパトロール及び指導啓発活動を実施する。
③ 規格・計量・表示の適正化	(1)消費生活モニターによる情報収集	県民生活課	消費生活モニター数 400名(毎年度)	23年度 モニター委嘱 375名 消費生活モニターから不適切な商品(食料品を除く)に関する表示の情報を54件収集		24年度 モニター委嘱 400名
	(2)計量の指導・検査	商業流通課	立入検査件数 計量器等検査 100,000件(毎年度) 商品量目検査 3,000個(毎年度)	計量器等検査 通年で実施 立入検査の実績件数:106,463件 商品量目検査 中元期及び年末年始期に実施 立入検査の実績件数: 3,616個		計量器等検査 通年で実施予定 立入検査の予定件数:100,000件 商品量目検査 中元期及び年末年始期に実施予定 立入検査の予定件数: 3,000個
	(3)家庭用品の品質に関する適正表示の確保	商業流通課	立入検査件数 120件(毎年度)	販売店において指定された表示の有無について立入検査を実施。 ・立入検査数 158件	立入検査数 60件	平成23年度同様に家庭用品を取り扱う販売業者に対して、立入検査を実施する。ただし、第2次一括法により、市域の立入検査が県から、市に移譲されたため、目標立入検査数は減少する。
④ 生活関連物資等の安定供給	(1)消費生活モニターによる価格・需給動向の観察・通報	県民生活課	日常生活の中で、常時監視を行う	消費生活モニターによる通報件数 616件(3月末現在) うち価格・料金関係35件(5.7%)		消費生活モニター(400名)による日常生活の中での常時監視
	(2)価格動向及び需給状況の調査	県民生活課	物価が異常に高騰した時など随時実施	実績なし		物価高騰時に調査を実施
	(3)畜産物流通の調査指導	畜産課	主要農家アンケート調査回数 鶏卵、ブロイラー 各2回(毎年度)	○鶏卵アンケート(対象:1万羽以上の採卵鶏飼養農家) 第1回 6月実施 第2回 12月実施 内容:飼養羽数・鶏卵生産量・飼料購入量・羽数増減計画の調査 ○ブロイラー(対象:県内3ヶ所の大手食鶏処理場) 第1回 7月実施 第2回 1月実施 内容:処理場利用農家のブロイラーひな導入見込と出荷見込の調査	県内鶏卵生産者の生産動向を把握し、安定供給に資するため、年1回調査を実施	○鶏卵調査(対象:1万羽以上の採卵鶏飼養農家) 年1回実施 2月
⑤ 消費生活情報の収集	(1)消費者懇談会の開催(消費者の意見・要望等の把握)	県民生活課	懇談会開催回数 2回(毎年度)	○9月16日 消費者トラブル防止懇談会 開催 テーマ「高齢者の消費者問題について」 出席者 消費者団体代表 5名、消費生活モニター 4名 事業者団体代表 2名、行政 4名 ○1月19日 消費者・事業者懇談会 開催 テーマ「若者の消費者問題について」 出席者 消費者団体代表 4名、消費生活モニター 4名、事業者団体代表 3名、学識経験者 1名、行政 2名		○8月下旬～9月中旬 消費者・事業者懇談会 テーマ 未定 出席者 消費者団体、消費生活モニター、事業者 ○1月下旬～2月中旬 消費者・事業者懇談会 テーマ 未定 出席者 消費者団体、消費生活モニター、事業者

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (目標3)

取組	具体的な施策	関係課室	目標値	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
⑤ 消費 情報 生活 の活 収に 集 お け る	(2)消費生活モニターの活用	県民生活課	消費生活に関する調査及びアンケートの実施回数 4回(毎年度)	第1回 6月実施 家庭における夏の節電対策に関するアンケート調査 回収率 98.7% 第2回 9月実施 不当景品類及び不当表示に関する実態調査 回収率 98.1% 第3回 11月実施 買物行動等消費者アンケート調査 回収率 97.9% 第4回 平	消費生活における調査及びアンケートの実施回数 3回(毎年度)	第1回 7月実施 テーマ未定 第2回 9月実施 テーマ未定 第3回 11月実施 テーマ未定
⑥ 収集 情報 に基 づく 事業 活動 等へ の反 映	(1)消費者懇談会の開催(事業者への働きかけ)	県民生活課	懇談会開催回数 2回(毎年度)	○9月16日 消費者トラブル防止懇談会 開催 テーマ「高齢者の消費者トラブルについて」 出席者 消費者団体代表 5名、消費生活モニター 4名 事業者団体代表 2名、行政 4名 ○1月19日 消費者・事業者懇談会 開催 テーマ「若者の消費者問題について」 出席者 消費者団体代表 4名、消費生活モニター 4名、 事業者団体代表 3名、学識経験者 1名、行政 2名		○8月下旬～9月中旬 消費者・事業者懇談会 テーマ 未定 出席者 消費者団体、消費生活モニター、事業者 ○1月下旬～2月中旬 消費者・事業者懇談会 テーマ 未定 出席者 消費者団体、消費生活モニター、事業者
	(2)消費者行政関係部局等における施策等への反映	県民生活課	消費生活に関する調査及びアンケートの実施結果の提供回数 4回(毎年度)	第1回 6月実施 家庭における夏の節電対策に関するアンケート調査 回収率 98.7% 第2回 9月実施 不当景品類及び不当表示に関する実態調査 回収率 98.1% 第3回 11月実施 買物行動等消費者アンケート調査 回収率 97.9% 第4回 平成24年1月実施 消費生活に関するアンケート調査 回収率 98.1%	消費生活における調査及びアンケート実施結果の提供回数 3回(毎年度)	第1回 7月実施 テーマ未定 第2回 9月実施 テーマ未定 第3回 11月実施 テーマ未定

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (短期集中的に取り組む施策)

取組	具体的な施策	計画期間前半 (平成22、23年度)の目標	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
① 県の消費生活相談体制の強化	相談を継続的かつ綿密に行うため、日額(週2日勤務)の消費生活相談員を月額(週4日勤務)へ切替え	月額(週4日勤務)相談員数 26名 〔平成21年度 14名〕	月額相談員数 6名増員(総数 26名体制)	現行体制(月額相談員数 26名)を維持する	現行体制を維持する。
	資質向上を図るため、消費生活相談員に国民生活センターの専門研修を受講させるとともに、指導的立場にある消費生活相談アドバイザー等については、より高度な研修を受講	・相談員全員に国民生活センター専門研修を受講させる ・アドバイザー等についてもより高度な研修を受講させる	(中央プラザ11名) 国民生活センター派遣研修 27名 経済産業省派遣研修 1名 (その他プラザ26名) 国民生活センター派遣研修 43名 その他の派遣研修 11名	・相談員に国民生活センター専門研修を受講させる ・アドバイザー等についてもより高度な研修を受講させる ・県及び関係団体主催研修を受講させる	(中央プラザ11名) 国民生活センター派遣研修 25名 経済産業省派遣研修 1名 (その他プラザ26名) 国民生活センター派遣研修 36名 その他の派遣研修 6名
② 市町村の消費生活相談体制強化に向けた支援	県と市町村で協議会を設置し、情報の共有に努めるとともに、適切な役割分担のもとで緊密な連携を図り、相談窓口の開設・拡充を促進	消費生活相談窓口開設市町村数 全市町村 〔平成21年度 48市町村〕	窓口が未開設の1町に対して、再度訪問するなどし、相談窓口を開設できるように働きかけた結果、平成24年5月に全市町村(54市町村)で窓口が開設された。	市町村の相談体制の充実・強化を継続して働きかける	地域の実情に応じた相談体制の充実・強化を働きかける。(週4日以上)の相談窓口の開設又は周辺市町村との共同運営等)
	各県民生活プラザに消費生活相談アドバイザーを配置し、市町村の消費生活相談員をサポート	消費生活相談アドバイザー増員数 5名 〔平成21年度 3名〕	消費生活相談アドバイザー H22年度 2名増員、H23年度 4名増員 計6名増員 (アドバイザー数 平成21年度 3名 → 平成23年度 9名)	現行体制(消費生活相談アドバイザー9名)を維持するとともに、機会を捉えて、市町村に対してアドバイザーの活用を働きかける	現行体制を維持するとともに、機会を捉えて、市町村に対してアドバイザーの活用を働きかける。
	消費生活相談員として相談業務に携わりたいことを希望する者を対象とした養成講座を実施	相談員候補者養成数 60名(新規)	7/8 養成講座開講 受講生19名(予定:20名)、座学研修開始 10/11 実地研修開始 10/26 講座修了式 養成数19名 消費生活専門相談員の資格認定試験において、15名の合格者を輩出した。(合格率78.9% 全国平均25.4%) (平成22、23年度あわせて57名を養成、合格者は31名となった。)		
③ 被害防止のための関係機関との連携	高齢者等と接触する機会が多い訪問介護員やケアマネジャー、民生委員等から協力者を募り、日常生活の中で被害の発見と相談窓口へ誘導を行う消費生活相談サポーターを養成	消費生活相談サポーター養成数 600名 〔平成21年度 191名〕	11/10 サポーター養成講座募集開始・記者発表 2/1以降 講座実施 名古屋(4回 2/1,2/2,2/3,2/4) 岡崎(2回 2/9,2/10) 豊橋(2回 2/16,2/17) 上記の県内3地区で計8回実施し、272名のサポーターを養成 (平成21年度から23年度までに合計819名を養成した。)	養成した消費生活相談サポーターに対し、WEBサイト及びメールを活用し、サポーター活動に対する支援(情報提供)を継続的に実施する	サポーター養成は平成23年度をもって終了。 平成24年度はサポーター支援事業として啓発資料(小冊子)及びリーフレット(見守り情報)の配付並びに活動状況調査を実施する。
④ 消費者教育の推進	モデル校(高校)において、消費者被害未然防止啓発紙等を活用した授業が実践されるよう、消費者教育の導入を支援	モデル校(高校)の選定数 5校(新規)	愛知県教育委員会の推薦を経て3校選定した。(津島東高等学校、東海南高等学校、蒲郡高等学校) (平成22、23年度あわせて計5校選定)	研究校として2校を選定する(平成25年度から)	24年度 モデル校 3校選定(三谷水産高等学校、東海商業高等学校、西春高等学校)
	高齢者等が集う場に積極的に出向き、寸劇や消費者教育用DVDを取り入れるなど、形態を工夫し、分かりやすい講座を実施	講座の回数 年16回(新規)	高齢者向け悪質商法被害未然防止出前講座を委託し、12回開催。 この他に消費生活講座(派遣講座)を25回実施した。	(目標継続)	消費生活講座(派遣講座)の実施 〈高齢者向け〉 16回
	若者が陥りやすい消費者トラブルやその対処方法を解説する講座を、学校の総合学習の時間や会社の研修等の機会を利用して実施	講座の回数 年48回 〔平成21年度 48回〕	若者向け悪質商法被害未然防止出前講座を委託し、12回開催。 この他に消費生活講座(派遣講座)を39回実施した。	(目標継続)	消費生活講座(派遣講座)の実施 〈若者向け〉 48回

「愛知県消費者行政推進計画」進捗状況一覧 (短期集中的に取り組む施策)

取組	具体的な施策	計画期間前半 (平成22、23年度)の目標	平成23年度実績	施策目標の改正	平成24年度実施予定事業
⑤ 消費生活情報に発信する多様な	新聞、テレビ、公共交通機関の車内広告等の媒体を広く活用し、消費生活相談窓口の周知や悪質商法の注意喚起を徹底するなどの広報を集中的に実施	消費生活モニターアンケートによる消費者啓発事業の認識率 83.0% [平成21年度 75.6%]	<ul style="list-style-type: none"> 県広報広聴課のテレビ番組や県Webページで消費生活情報の提供を行った。 県Webトップページにバナーを掲出し、露出を増やした。 消費者行政活性化基金を活用して、高齢者向けの消費者問題啓発広告を平成23年9月に、若者向けの消費者問題啓発広告を平成24年1月に集中的に実施。 モニター認識率 80.1% 	(目標継続)	<ul style="list-style-type: none"> 県広報広聴課のテレビ番組や県Webページで消費生活情報の提供を行う。 消費者行政活性化基金を活用して、消費者問題啓発広告を平成24年9月に集中的に実施する。
	「消費生活情報サイト(仮称)」を新設し、情報を検索しやすいように工夫するとともに、学習機能を備えたコンテンツを充実	「消費生活情報サイト(仮称)」の企画・制作(新規)	課内で検討チームを立ち上げ、「消費生活情報サイト(仮称)」の内容を検討した。	「消費生活情報サイト(仮称)」の適正運用を図るため、検討チーム会議を、3回開催する	「消費生活情報サイト(仮称)」を制作し、平成25年2月に稼働させる。